

非正規の待遇格差 焦点

賞与・退職金不支給 不合理か

非正規格差訴訟の最高裁判決争点

当事者	最高裁の争点	判決日
大阪医科薬科大 VS 元アルバイト女性	ボーナスなど 高裁 正社員の6割は支給すべき	10/13
東京メトロ子会社 メトロコマース VS 元契約社員の女性2人	退職金 高裁 正社員の4分の1は支給すべき	10/13
日本郵便 VS 契約社員ら12人 東京、大阪、佐賀訴訟の計3件	年末年始勤務手当 夏季・冬季休暇 扶養手当など 高裁 3件でばらつき	10/15

「コロナ禍で真っ先に雇い止めされるなど、状況はますます過酷になっていく。私の裁判は全国の非正規労働者を背負っている。9月15日、最高裁第3小法廷で開かれた弁論で、原告の女性が声を張り上げた。阪高裁は「正社員の6割」

今週 5 訴訟最高裁判決

非正規社員にボーナス（賞与）や退職金が支給されないのは、正社員との不合理な格差に当たるとの訴え。待遇格差をめぐる5件の訴訟の判決が13日と15日、最高裁で相次いで言い渡される。「同一労働同一賃金」を定めた働き方改革関連法が4月に一部で施行されて以降、初の最高裁判決で、判断に注目が集まっている。

の支給を認定。双方が上告し、ボーナス不支給の是非が今月13日に示される。同じ日には、東京メトロ



最高裁で弁論後、支援者への報告集会で発言するメトロコマース訴訟の原告の女性ら＝9月15日、東京都千代田区

子会社メトロコマースの元契約社員らによる訴訟の判決も言い渡される。退職金の不支給が争点で、二審東京高裁は「正社員の4分の1」の支給を認めた。15日には、日本郵便を相手に同社の契約社員らが起こした3件の訴訟の判決がある。高裁では、年末年始勤務手当▽夏季・冬季休暇

▽扶養手当などを認めるかで判断が割れており、統一判断が示される見通し。非正規の待遇格差について、最高裁は2018年6月の判決で「賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきだ」とする枠組みを示した。今回の一連の判決でも、この枠組みに基づき、ボーナスや退職金などの項目ごとに格差が不合理か判断するとみられる。

判決は訴訟を起こされていない各企業にも影響を与えそうだ。労働契約法旧20条は、18年に成立した働き方改革関連法でパートタイム労働法に統合。関連法は非正規社員の不合理な待遇差を禁じ、ガイドラインで「問題となるケース」が示されたが、退職金の扱いなどは明示されておらず、企業によってなお非正規の扱いに差があるためだ。

また、日本郵便の契約社員数は3月末時点で約18万4千人に上る。正社員数とほぼ同規模で、判決内容によっては、同社は大きな財政負担を迫られる。